

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】 3
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 5
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 6
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 7
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 28
- 令和4年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 35
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 64

◇ 公 告

- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 65
- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 66

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 67
- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】 71

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】

72

北九州市告示第 1 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立第 2 夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 0 8 3	黒崎城石 4 号線	八幡西区黒崎城石 2 3 3 1 番 1 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 3 2 9 番 1 5 まで	4.6 ～ 12.4	60.0

北九州市告示第 1 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 4 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
7 0 8 3	黒崎城石 4 号 線	八幡西区黒崎城石 2 3 3 1 番 1 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 3 2 9 番 1 5 まで

北九州市告示第 1 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 8 8 5	石坂 2 号線	八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 3 地先から 八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 3 7 地先まで	4.1 ～ 8.3	204.8

北九州市告示第 1 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 2 5	大里戸ノ上寺内 1 号線	前	門司区大里戸ノ上二丁目 1 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 番 5 地先まで	5.4 ～ 13.2	745.5
		後	門司区大里戸ノ上二丁目 1 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 2 5 地先まで	5.9 ～ 9.3	745.4
1 3 0 0	上二十町 1 号線	前	門司区上二十町 5 6 4 6 番 1 6 地先から 門司区上二十町 4 番 3 地先まで	1.0 ～ 4.7	320.5
		後	門司区上二十町 5 6 4 6 番 1 6 地先から 門司区上二十町 4 番 3 地先まで	1.1 ～ 3.1	316.4
1 3 0 1	上二十町 2 号線	前	門司区上二十町 5 番 1 地先から 門司区上二十町 4 5 5 1 番地先まで	1.6 ～ 1.9	38.3

		後	門司区上二十町 5 番 1 地先 から 門司区上二十町 4 5 5 1 番 地先まで	1.0 ～ 1.9	38.5
1 3 0 2	上二十 町 3 号 線	前	門司区上二十町 1 番 5 地先 から 門司区上二十町 4 5 6 3 番 1 地先まで	1.1 ～ 4.1	157.6
		後	門司区上二十町 1 番 5 地先 から 門司区上二十町 5 6 3 9 番 6 地先まで	1.1 ～ 4.7	159.1
1 3 0 3	上二十 町 4 号 線	前	門司区上二十町 6 3 1 8 番 1 地先から 門司区上二十町 1 番 1 地先 まで	1.0 ～ 4.9	266.2
		後	門司区上二十町 6 3 1 8 番 1 地先から 門司区上二十町 1 番 1 地先 まで	1.1 ～ 5.0	269.2
1 3 0 4	上二十 町 5 号 線	前	門司区上二十町 6 2 9 1 番 1 地先から 門司区上二十町 8 番 2 地先 まで	5.3 ～ 7.2	412.5
		後	門司区上二十町 6 2 9 1 番 5 地先から 門司区上二十町 8 番 2 地先 まで	5.2 ～ 7.2	412.8
1 3 0 5	上二十 町 6 号 線	前	門司区上二十町 8 番 7 地先 から 門司区上二十町 7 番 1 地先 まで	3.5 ～ 4.2	131.9

		後	門司区上二十町 8 番 7 地先 から 門司区上二十町 7 番 1 地先 まで	4.0 ～ 4.1	132.1
1 8 5 3	寺内 1 号線	前	門司区寺内三丁目 5 番 1 5 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 5 5 番 1 地先まで	5.8 ～ 15.5	216.6
		後	門司区寺内二丁目 5 番 1 2 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 0 番 5 地先まで	5.6 ～ 7.1	217.9
1 8 5 4	寺内 2 号線	前	門司区寺内五丁目 5 5 2 5 番 1 2 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 3 2 番 1 0 地先まで	2.9 ～ 4.7	148.0
		後	門司区寺内五丁目 5 5 2 5 番 1 3 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 3 2 番 1 0 地先まで	2.9 ～ 4.7	147.9
1 8 5 5	寺内 3 号線	前	門司区寺内五丁目 5 5 4 0 番 1 4 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 5 1 番 5 地先まで	2.1 ～ 4.9	63.3
		後	門司区寺内五丁目 5 5 4 0 番 1 4 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 5 1 番 5 地先まで	2.1 ～ 4.9	62.9
1 8 5 6	寺内 4 号線	前	門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 6 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 6 8 番 2 3 地先まで	3.1 ～ 4.5	152.8

		後	門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 1 5 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 6 8 番 2 3 地先まで	3.5 ～ 4.5	151.6
1 8 5 7	寺内 5 号線	前	門司区寺内一丁目 2 4 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 2 9 番 2 地先まで	4.0 ～ 4.8	252.9
		後	門司区寺内一丁目 2 4 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 2 9 番 2 地先まで	4.0 ～ 4.5	255.0
1 8 6 0	寺内 8 号線	前	門司区寺内四丁目 5 5 5 9 番 2 0 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 0 番 1 地先まで	3.5 ～ 8.9	228.2
		後	門司区寺内四丁目 5 5 5 9 番 2 0 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 0 番 5 地先まで	3.3 ～ 9.1	228.4
1 8 6 4	寺内 1 2 号線	前	門司区寺内二丁目 3 番 1 1 地先から 門司区寺内三丁目 7 番 1 地 先まで	7.5 ～ 14.5	395.1
		後	門司区寺内三丁目 3 番 7 地 先から 門司区寺内二丁目 7 番 1 地 先まで	7.8 ～ 11.2	391.4
1 8 6 5	寺内 1 3 号線	前	門司区寺内二丁目 2 番 1 2 地先から 門司区寺内二丁目 1 番 9 地 先まで	6.0 ～ 6.2	110.8

		後	門司区寺内二丁目2番12 地先から 門司区寺内二丁目1番26 地先まで	6.0 ～ 6.1	111.2
1866	寺内1 4号線	前	門司区寺内二丁目1番8地 先から 門司区寺内二丁目3番1地 先まで	5.2 ～ 6.1	89.0
		後	門司区寺内二丁目1番8地 先から 門司区寺内二丁目3番1地 先まで	5.7 ～ 6.0	89.0
1867	寺内1 5号線	前	門司区寺内二丁目4番20 地先から 門司区寺内二丁目6番6地 先まで	2.0 ～ 6.3	207.0
		後	門司区寺内二丁目4番20 地先から 門司区寺内二丁目6番6地 先まで	3.7 ～ 6.6	200.9
1868	寺内1 6号線	前	門司区寺内二丁目4番10 地先から 門司区寺内二丁目5番19 地先まで	4.4 ～ 6.5	125.3
		後	門司区寺内二丁目4番22 地先から 門司区寺内二丁目5番19 地先まで	4.0 ～ 5.0	118.3
1869	寺内1 7号線	前	門司区寺内二丁目3番24 地先から 門司区寺内二丁目5番12 地先まで	4.2 ～ 7.0	144.2

		後	門司区寺内二丁目3番24 地先から 門司区寺内二丁目5番12 地先まで	4.0 ～ 5.0	143.5
1870	寺内1 8号線	前	門司区寺内三丁目6番11 地先から 門司区寺内三丁目4番4地 先まで	6.3 ～ 6.8	50.1
		後	門司区寺内三丁目6番11 地先から 門司区寺内三丁目4番4地 先まで	6.0 ～ 6.2	49.9
1871	寺内1 9号線	前	門司区寺内三丁目4番4地 先から 門司区寺内三丁目7番10 地先まで	4.0 ～ 5.0	43.2
		後	門司区寺内三丁目4番4地 先から 門司区寺内三丁目7番2地 先まで	4.0	42.5
1872	寺内2 0号線	前	門司区寺内一丁目2番4地 先から 門司区寺内一丁目3番5地 先まで	4.0 ～ 4.5	137.2
		後	門司区寺内一丁目3番1地 先から 門司区寺内一丁目5番1地 先まで	4.0 ～ 4.2	136.7
1873	寺内2 1号線	前	門司区寺内三丁目2番24 地先から 門司区寺内三丁目5番15 地先まで	4.0 ～ 12.0	256.8

		後	門司区寺内三丁目2番18 地先から 門司区寺内二丁目5番16 地先まで	4.0 ～ 7.3	257.8
1874	寺内2 2号線	前	門司区寺内三丁目2番2地 先から 門司区寺内三丁目2番7地 先まで	1.5 ～ 8.9	70.9
		後	門司区寺内三丁目2番30 地先から 門司区寺内三丁目2番58 地先まで	1.1 ～ 2.7	69.7
1875	寺内2 3号線	前	門司区寺内一丁目4番1地 先から 門司区寺内一丁目4番3地 先まで	2.0	21.7
		後	門司区寺内一丁目4番3地 先から 門司区寺内一丁目4番7地 先まで	5.0	24.4
1876	寺内2 4号線	前	門司区寺内一丁目5636 番17地先から 門司区寺内一丁目5636 番22地先まで	3.5 ～ 7.5	203.1
		後	門司区寺内一丁目5636 番17地先から 門司区寺内一丁目5636 番22地先まで	3.2 ～ 5.2	204.0
1877	寺内2 5号線	前	門司区寺内四丁目5565 番21地先から 門司区寺内四丁目5565 番11地先まで	4.5 ～ 7.6	148.5

		後	門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 2 1 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 1 3 地先まで	4.7 ～ 8.0	147.4
1 8 7 8	寺内 2 6 号線	前	門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 2 4 地先から 門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 5 5 地先まで	3.3 ～ 5.5	95.7
		後	門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 2 4 地先から 門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 5 5 地先まで	3.7 ～ 4.0	97.0
1 8 8 1	寺内 2 9 号線	前	門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 1 4 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 6 地先まで	3.6 ～ 4.4	104.2
		後	門司区寺内三丁目 5 5 6 6 番 3 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 1 5 地先まで	3.7 ～ 4.1	102.7
1 8 8 2	寺内 3 0 号線	前	門司区寺内一丁目 2 9 番 4 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 7 4 番 1 7 地先まで	3.5 ～ 6.2	218.4
		後	門司区寺内一丁目 2 9 番 1 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 7 4 番 1 7 地先まで	3.7 ～ 4.9	212.7
1 8 8 3	寺内 3 1 号線	前	門司区寺内一丁目 1 番 9 地 先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 5 番 3 6 地先まで	4.6 ～ 9.0	112.3

		後	門司区寺内一丁目1番9地 先から 門司区寺内一丁目5635 番36地先まで	4.6 ～ 8.8	113.9
1884	寺内3 2号線	前	門司区寺内一丁目5638 番2地先から 門司区寺内一丁目5637 番1地先まで	5.8 ～ 11.5	400.4
		後	門司区寺内一丁目5638 番15地先から 門司区寺内一丁目5637 番116地先まで	5.3 ～ 7.1	401.2
1885	寺内3 3号線	前	門司区寺内一丁目5637 番1地先から 門司区寺内一丁目5637 番1地先まで	4.7 ～ 9.7	128.4
		後	門司区寺内一丁目5637 番190地先から 門司区寺内一丁目5637 番13地先まで	5.0 ～ 5.8	128.8
1886	寺内3 4号線	前	門司区寺内一丁目5637 番1地先から 門司区寺内一丁目5674 番6地先まで	3.5 ～ 4.5	67.2
		後	門司区寺内一丁目5672 番1地先から 門司区寺内一丁目5637 番205地先まで	4.0	66.9
1887	寺内3 5号線	前	門司区寺内一丁目5741 番19地先から 門司区寺内一丁目5637 番1地先まで	6.0 ～ 8.6	101.4

		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 6 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 1 番 1 6 地先まで	6.0 ～ 6.1	102.3
1 8 8 8	寺内 3 6 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先まで	4.6 ～ 7.0	122.7
		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 1 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 8 1 地先まで	4.6	123.1
1 8 8 9	寺内 3 7 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先まで	2.5 ～ 8.0	116.7
		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 0 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 8 0 地先まで	4.6 ～ 4.9	118.0
1 8 9 0	寺内 3 8 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先まで	4.0 ～ 4.3	24.9
		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 9 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 0 0 地先まで	4.0 ～ 4.1	24.7
1 8 9 1	寺内 3 9 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 1 番 1 6 地先まで	6.0 ～ 10.5	258.2

		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 1 6 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 1 番 3 1 地先まで	5.7 ～ 7.1	276.9
1 8 9 2	寺内 4 0 号線	前	門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 4 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番地先まで	4.2 ～ 4.5	52.1
		後	門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 4 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 3 5 地先まで	4.2 ～ 4.4	51.6
2 0 2 2	大里戸 ノ上 5 号線	前	門司区大里戸ノ上二丁目 1 3 番 6 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 5 番 1 地先まで	8.1 ～ 8.3	256.9
		後	門司区大里戸ノ上三丁目 2 番 2 7 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 5 番 1 地先まで	8.0 ～ 8.3	257.2
2 0 2 8	大里戸 ノ上 1 1 号線	前	門司区大里戸ノ上二丁目 3 番 1 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 4 番 9 地先まで	7.6 ～ 8.4	380.9
		後	門司区大里戸ノ上二丁目 3 番 1 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 4 番 9 地先まで	7.6 ～ 8.4	381.7
2 0 4 1	大里戸 ノ上 2 4 号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目 1 番 1 0 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 7 番 4 地先まで	5.4 ～ 6.4	212.7

		後	門司区大里戸ノ上三丁目1 番10地先から 門司区大里戸ノ上三丁目7 番4地先まで	5.5 ～ 6.4	212.9
2042	大里戸 ノ上2 5号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目3 番7地先から 門司区大里戸ノ上三丁目7 番1地先まで	5.4 ～ 6.5	309.1
		後	門司区大里戸ノ上三丁目3 番19地先から 門司区大里戸ノ上三丁目7 番1地先まで	6.0 ～ 6.2	309.2
2043	大里戸 ノ上2 6号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目2 番7地先から 門司区大里戸ノ上三丁目2 番28地先まで	3.9 ～ 4.1	97.7
		後	門司区大里戸ノ上三丁目2 番7地先から 門司区大里戸ノ上三丁目2 番28地先まで	3.9 ～ 6.0	98.3
2044	大里戸 ノ上2 7号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目3 番8地先から 門司区大里戸ノ上三丁目4 番1地先まで	6.0 ～ 6.1	98.4
		後	門司区大里戸ノ上三丁目3 番8地先から 門司区大里戸ノ上三丁目4 番1地先まで	5.8 ～ 6.1	99.4
2046	大里戸 ノ上2 9号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目8 番1地先から 門司区大里戸ノ上二丁目1 3番2地先まで	7.4 ～ 8.4	318.7

		後	門司区大里戸ノ上三丁目 8 番 1 地先から 門司区大里戸ノ上二丁目 1 3 番 2 地先まで	7.4 ～ 8.4	318.8
2 0 7 0	大里戸 ノ上 5 3 号線	前	門司区大里戸ノ上三丁目 2 番 4 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 2 番 5 地先まで	1.8 ～ 2.2	37.1
		後	門司区大里戸ノ上三丁目 2 番 4 地先から 門司区大里戸ノ上三丁目 2 番 5 地先まで	1.8 ～ 2.3	37.5
2 3 6 2	永黒 1 号線	前	門司区永黒二丁目 5 6 5 7 番 6 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 8 地 先まで	3.8 ～ 7.6	119.9
		後	門司区永黒二丁目 5 6 4 6 番 5 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 8 地 先まで	3.9 ～ 8.3	119.8
2 3 6 4	永黒 3 号線	前	門司区永黒二丁目 6 2 8 4 番 1 地先から 門司区永黒二丁目 5 番 1 地 先まで	5.0 ～ 8.2	101.5
		後	門司区永黒二丁目 6 2 8 4 番 1 地先から 門司区永黒二丁目 5 番 1 地 先まで	5.5 ～ 6.6	102.1
2 3 6 5	永黒 4 号線	前	門司区永黒二丁目 8 番 1 地 先から 門司区永黒二丁目 6 番 1 地 先まで	2.9 ～ 7.3	188.7

		後	門司区永黒二丁目 8 番 1 地 先から 門司区永黒二丁目 6 番 1 0 地先まで	2.1 ～ 4.1	188.5
2 3 7 3	永黒 1 2 号線	前	門司区永黒二丁目 3 番 1 0 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 7 地 先まで	2.6 ～ 7.6	80.4
		後	門司区永黒二丁目 3 番 1 0 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 7 地 先まで	3.2 ～ 4.2	80.2
2 3 8 5	中二十 町 2 号 線	前	門司区中二十町 1 1 番 1 4 地先から 門司区中二十町 8 番 1 地先 まで	6.0 ～ 7.3	200.5
		後	門司区中二十町 1 1 番 1 4 地先から 門司区中二十町 8 番 1 地先 まで	6.0 ～ 7.3	201.4
2 3 8 6	中二十 町 3 号 線	前	門司区中二十町 5 番 1 地先 から 門司区中二十町 1 3 番 9 地 先まで	6.0 ～ 7.5	214.4
		後	門司区中二十町 5 番 1 地先 から 門司区中二十町 1 3 番 1 9 地先まで	6.0 ～ 7.5	215.8
2 3 9 1	中二十 町 8 号 線	前	門司区中二十町 1 7 番 8 地 先から 門司区中二十町 9 番 1 0 地 先まで	7.2 ～ 8.3	420.8

		後	門司区中二十町 1 7 番 8 地 先から 門司区中二十町 9 番 1 0 地 先まで	7.3 ～ 8.3	420.7
2 9 1 4	寺内 4 1 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 3 2 番 3 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 1 番 2 6 地先まで	2.7 ～ 10.7	395.1
		後	門司区寺内一丁目 5 6 3 1 番 8 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 6 地先まで	2.1 ～ 8.5	397.2
3 0 2 2	上二十 町 7 号 線	前	門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 9 地先から 門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 2 地先まで	8.2 ～ 14.6	244.4
		後	門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 9 地先から 門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 2 地先まで	7.5 ～ 13.5	242.7
3 0 8 7	寺内 4 2 号線	前	門司区寺内二丁目 2 番 3 地 先から 門司区寺内二丁目 2 番 3 地 先まで	5.0	20.2
		後	門司区寺内二丁目 2 番 3 地 先から 門司区寺内二丁目 2 番 1 6 地先まで	5.0	20.3
3 1 3 8	寺内 4 3 号線	前	門司区寺内一丁目 5 6 6 5 番 2 3 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 4 番 1 地先まで	3.6 ～ 13.3	222.8

		後	門司区寺内一丁目 5 6 6 5 番 2 5 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 4 番 1 地先まで	3.4 ～ 6.4	247.6
3 1 3 9	寺内 4 4 号線	前	門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 2 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 8 地先まで	2.9 ～ 3.8	53.3
		後	門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 2 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 8 地先まで	3.3 ～ 4.1	58.8
3 1 4 0	寺内 4 5 号線	前	門司区寺内四丁目 5 7 4 5 番 1 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 5 番 8 地先まで	3.5 ～ 5.0	76.5
		後	門司区寺内四丁目 5 7 4 5 番 1 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 5 番 8 地先まで	3.8 ～ 4.3	76.0
3 1 4 1	寺内 4 6 号線	前	門司区寺内一丁目 5 7 4 1 番 1 1 地先から 門司区寺内四丁目 5 7 4 7 番 2 3 地先まで	2.2 ～ 8.2	259.6
		後	門司区寺内一丁目 5 7 4 1 番 1 1 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 2 番地先まで	2.4 ～ 7.0	259.6
5 3 4	徳力葛 原線	前	小倉南区大字徳力 1 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東三丁目 1 2 5 8 番 1 地先まで	17.0 ～ 75.0	7,594.4

		後	小倉南区大字徳力 1 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東三丁目 1 2 5 8 番 1 地先まで	17.0 ～ 75.0	7,594.4
1 8 5 6	葛原東 1 号線	前	小倉南区葛原東一丁目 1 3 7 3 番 3 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 7 0 1 番地先まで	3.7 ～ 28.3	579.6
		後	小倉南区葛原東一丁目 1 3 7 5 番 1 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 7 0 1 番地先まで	3.7 ～ 10.4	580.0
1 8 7 2	葛原東 1 7 号 線	前	小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 6 番地先まで	1.2 ～ 4.9	105.6
		後	小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 6 番地先まで	1.5 ～ 4.9	109.1
1 8 9 4	葛原東 3 9 号 線	前	小倉南区葛原東六丁目 1 3 9 2 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 3 7 番 1 地先まで	6.4 ～ 9.2	180.7
		後	小倉南区葛原東六丁目 1 3 9 2 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 3 7 番 1 地先まで	6.4 ～ 9.2	180.6
4 4 8 9	葛原東 5 3 号 線	前	小倉南区葛原東六丁目 1 3 3 7 番 1 0 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 5 3 番 1 ー 1 地先まで	4.0 ～ 7.8	216.7

		後	小倉南区葛原東六丁目 1 3 5 1 番 3 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 5 3 番 1 — 1 地先まで	4.0 ～ 7.8	217.1
6 0 8 7	葛原東 5 9 号 線	前	小倉南区葛原東五丁目 1 3 9 1 番 4 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 4 1 0 番 4 地先まで	7.2 ～ 8.5	55.3
		後	小倉南区葛原東五丁目 1 3 9 1 番 4 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 4 1 0 番 4 地先まで	7.2 ～ 8.5	55.8
1 1 1 3	蛸住 6 0 号線	前	若松区大字蛸住 1 8 5 4 番 1 地先から 若松区大字蛸住 1 8 6 7 番 3 地先まで	2.0 ～ 4.5	242.0
		後	若松区大字蛸住 1 8 5 4 番 1 地先から 若松区大字蛸住 1 8 6 7 番 3 地先まで	2.0 ～ 4.5	242.7
2 3 4 7	竹並 5 5 号線	前	若松区大字竹並 2 7 9 6 番 地先から 若松区大字竹並 2 7 9 7 番 地先まで	0.5 ～ 1.0	26.4
		後	若松区大字竹並 2 7 9 6 番 地先から 若松区大字竹並 2 7 9 7 番 1 地先まで	0.5 ～ 0.6	26.7
2 7 7 4	払川 2 4 号線	前	若松区大字払川 4 5 9 番 1 地先から 若松区大字払川 6 1 6 番 5 地先まで	2.6 ～ 5.1	707.2

		後	若松区大字払川 4 5 9 番 1 地先から 若松区大字払川 6 1 6 番 5 地先まで	2.6 ～ 6.2	707.1
3 8 3 5	塩屋 1 5 7 号 線	前	若松区塩屋四丁目 7 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋四丁目 6 番 1 0 9 地先まで	6.0	91.1
		後	若松区塩屋四丁目 7 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋四丁目 6 番 1 2 2 地先まで	6.0	91.1
5 0 4	大蔵大 谷 1 号 線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 6 5 番 2 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで	4.3 ～ 31.7	1,618.4
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで	3.1 ～ 11.7	1,604.9
1 1 1 1	大蔵 4 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 3 7 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで	2.4 ～ 8.1	236.5
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 3 7 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで	2.4 ～ 8.1	236.0
2 1 1 8	香月 6 0 号線	前	八幡西区大字香月 3 6 4 5 番 9 0 地先から 八幡西区大字香月 3 2 9 1 番 1 6 地先まで	5.0 ～ 9.0	126.9

		後	八幡西区大字香月 3 6 4 5 番 9 0 地先から 八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 1 6 地先まで	5.0 ～ 9.0	130.4
2 6 4 4	楠橋 4 2 号線	前	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 8 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 3 9 0 番 1 地先まで	7.1 ～ 7.3	91.9
		後	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 8 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 3 9 0 番 1 地先まで	7.1 ～ 7.2	93.4
2 6 5 3	楠橋 5 1 号線	前	八幡西区茶屋の原四丁目 1 3 9 3 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 3 9 番 2 地先まで	4.4 ～ 10.1	346.9
		後	八幡西区茶屋の原四丁目 1 3 9 3 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 3 9 番 2 地先まで	4.9 ～ 10.1	345.2
2 6 5 6	楠橋 5 4 号線	前	八幡西区茶屋の原四丁目 1 0 3 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 3 6 番 1 地先まで	5.1 ～ 7.1	19.8
		後	八幡西区茶屋の原四丁目 1 0 3 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 3 6 番 1 地先まで	5.1 ～ 5.5	21.8
2 6 7 7	楠橋 7 5 号線	前	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 3 2 地先から 八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 2 8 地先まで	4.3 ～ 4.7	117.4

		後	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 3 2 地先から 八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 2 8 地先まで	4.3 ～ 4.7	116.7
5 6 7 6	千代 1 号線	前	八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 2 1 地先から 八幡西区千代二丁目 3 2 9 1 番 1 地先まで	4.8 ～ 13.1	533.4
		後	八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 2 1 地先から 八幡西区千代二丁目 3 2 9 1 番 1 地先まで	4.8 ～ 13.1	534.4
5 7 6 7	馬場山 緑 2 号 線	前	八幡西区馬場山緑 8 1 2 番 5 地先から 八幡西区馬場山緑 8 3 9 番 1 地先まで	5.0 ～ 7.2	29.9
		後	八幡西区馬場山緑 8 1 2 番 5 地先から 八幡西区馬場山緑 8 3 9 番 1 地先まで	5.0 ～ 6.1	21.2

北九州市告示第 1 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 3 月 3 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
7 2 5	大里戸ノ 上寺内 1 号線	門司区大里戸ノ上二丁目 1 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 2 5 地先まで
1 3 0 0	上二十町 1 号線	門司区上二十町 5 6 4 6 番 1 6 地先から 門司区上二十町 4 番 3 地先まで
1 3 0 1	上二十町 2 号線	門司区上二十町 5 番 1 地先から 門司区上二十町 4 5 5 1 番地先まで
1 3 0 2	上二十町 3 号線	門司区上二十町 1 番 5 地先から 門司区上二十町 5 6 3 9 番 6 地先まで
1 3 0 3	上二十町 4 号線	門司区上二十町 6 3 1 8 番 1 地先から 門司区上二十町 1 番 1 地先まで
1 3 0 4	上二十町 5 号線	門司区上二十町 6 2 9 1 番 5 地先から 門司区上二十町 8 番 2 地先まで
1 3 0 5	上二十町 6 号線	門司区上二十町 8 番 7 地先から 門司区上二十町 7 番 1 地先まで
1 8 5 3	寺内 1 号 線	門司区寺内二丁目 5 番 1 2 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 0 番 5 地先まで
1 8 5 4	寺内 2 号 線	門司区寺内五丁目 5 5 2 5 番 1 3 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 3 2 番 1 0 地先まで

1 8 5 5	寺内 3 号 線	門司区寺内五丁目 5 5 4 0 番 1 4 地先から 門司区寺内五丁目 5 5 5 1 番 5 地先まで
1 8 5 6	寺内 4 号 線	門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 1 5 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 6 8 番 2 3 地先まで
1 8 5 7	寺内 5 号 線	門司区寺内一丁目 2 4 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 2 9 番 2 地先まで
1 8 6 0	寺内 8 号 線	門司区寺内四丁目 5 5 5 9 番 2 0 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 0 番 5 地先まで
1 8 6 4	寺内 1 2 号線	門司区寺内三丁目 3 番 7 地先から 門司区寺内二丁目 7 番 1 地先まで
1 8 6 5	寺内 1 3 号線	門司区寺内二丁目 2 番 1 2 地先から 門司区寺内二丁目 1 番 2 6 地先まで
1 8 6 6	寺内 1 4 号線	門司区寺内二丁目 1 番 8 地先から 門司区寺内二丁目 3 番 1 地先まで
1 8 6 7	寺内 1 5 号線	門司区寺内二丁目 4 番 2 0 地先から 門司区寺内二丁目 6 番 6 地先まで
1 8 6 8	寺内 1 6 号線	門司区寺内二丁目 4 番 2 2 地先から 門司区寺内二丁目 5 番 1 9 地先まで
1 8 6 9	寺内 1 7 号線	門司区寺内二丁目 3 番 2 4 地先から 門司区寺内二丁目 5 番 1 2 地先まで
1 8 7 0	寺内 1 8 号線	門司区寺内三丁目 6 番 1 1 地先から 門司区寺内三丁目 4 番 4 地先まで
1 8 7 1	寺内 1 9 号線	門司区寺内三丁目 4 番 4 地先から 門司区寺内三丁目 7 番 2 地先まで
1 8 7 2	寺内 2 0 号線	門司区寺内一丁目 3 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 番 1 地先まで
1 8 7 3	寺内 2 1 号線	門司区寺内三丁目 2 番 1 8 地先から 門司区寺内二丁目 5 番 1 6 地先まで

1 8 7 4	寺内 2 2 号線	門司区寺内三丁目 2 番 3 0 地先から 門司区寺内三丁目 2 番 5 8 地先まで
1 8 7 5	寺内 2 3 号線	門司区寺内一丁目 4 番 3 地先から 門司区寺内一丁目 4 番 7 地先まで
1 8 7 6	寺内 2 4 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 6 番 1 7 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 6 番 2 2 地先まで
1 8 7 7	寺内 2 5 号線	門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 2 1 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 5 番 1 3 地先まで
1 8 7 8	寺内 2 6 号線	門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 2 4 地先から 門司区寺内一丁目 5 5 6 5 番 5 5 地先まで
1 8 8 1	寺内 2 9 号線	門司区寺内三丁目 5 5 6 6 番 3 地先から 門司区寺内三丁目 5 5 5 6 番 1 5 地先まで
1 8 8 2	寺内 3 0 号線	門司区寺内一丁目 2 9 番 1 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 7 4 番 1 7 地先まで
1 8 8 3	寺内 3 1 号線	門司区寺内一丁目 1 番 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 5 番 3 6 地先まで
1 8 8 4	寺内 3 2 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 8 番 1 5 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 1 6 地先まで
1 8 8 5	寺内 3 3 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 9 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 3 地先まで
1 8 8 6	寺内 3 4 号線	門司区寺内一丁目 5 6 7 2 番 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 2 0 5 地先まで
1 8 8 7	寺内 3 5 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 6 1 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 1 番 1 6 地先まで
1 8 8 8	寺内 3 6 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 1 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 8 1 地先まで
1 8 8 9	寺内 3 7 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 1 0 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 3 7 番 8 0 地先まで

1890	寺内38号線	門司区寺内一丁目5637番99地先から 門司区寺内一丁目5637番100地先まで
1891	寺内39号線	門司区寺内一丁目5637番116地先から 門司区寺内一丁目5631番31地先まで
1892	寺内40号線	門司区寺内四丁目5565番4地先から 門司区寺内四丁目5565番35地先まで
2022	大里戸ノ上5号線	門司区大里戸ノ上三丁目2番27地先から 門司区大里戸ノ上三丁目5番1地先まで
2028	大里戸ノ上11号線	門司区大里戸ノ上二丁目3番1地先から 門司区大里戸ノ上三丁目4番9地先まで
2041	大里戸ノ上24号線	門司区大里戸ノ上三丁目1番10地先から 門司区大里戸ノ上三丁目7番4地先まで
2042	大里戸ノ上25号線	門司区大里戸ノ上三丁目3番19地先から 門司区大里戸ノ上三丁目7番1地先まで
2043	大里戸ノ上26号線	門司区大里戸ノ上三丁目2番7地先から 門司区大里戸ノ上三丁目2番28地先まで
2044	大里戸ノ上27号線	門司区大里戸ノ上三丁目3番8地先から 門司区大里戸ノ上三丁目4番1地先まで
2046	大里戸ノ上29号線	門司区大里戸ノ上三丁目8番1地先から 門司区大里戸ノ上二丁目13番2地先まで
2070	大里戸ノ上53号線	門司区大里戸ノ上三丁目2番4地先から 門司区大里戸ノ上三丁目2番5地先まで

2 3 6 2	永黒 1 号 線	門司区永黒二丁目 5 6 4 6 番 5 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 8 地先まで
2 3 6 4	永黒 3 号 線	門司区永黒二丁目 6 2 8 4 番 1 地先から 門司区永黒二丁目 5 番 1 地先まで
2 3 6 5	永黒 4 号 線	門司区永黒二丁目 8 番 1 地先から 門司区永黒二丁目 6 番 1 0 地先まで
2 3 7 3	永黒 1 2 号線	門司区永黒二丁目 3 番 1 0 地先から 門司区永黒二丁目 3 番 7 地先まで
2 3 8 5	中二十町 2 号線	門司区中二十町 1 1 番 1 4 地先から 門司区中二十町 8 番 1 地先まで
2 3 8 6	中二十町 3 号線	門司区中二十町 5 番 1 地先から 門司区中二十町 1 3 番 1 9 地先まで
2 3 9 1	中二十町 8 号線	門司区中二十町 1 7 番 8 地先から 門司区中二十町 9 番 1 0 地先まで
2 9 1 4	寺内 4 1 号線	門司区寺内一丁目 5 6 3 1 番 8 0 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 6 地先まで
3 0 2 2	上二十町 7 号線	門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 9 地先から 門司区上二十町 4 5 5 0 番 3 2 地先まで
3 0 8 7	寺内 4 2 号線	門司区寺内二丁目 2 番 3 地先から 門司区寺内二丁目 2 番 1 6 地先まで
3 1 3 8	寺内 4 3 号線	門司区寺内一丁目 5 6 6 5 番 2 5 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 4 番 1 地先まで
3 1 3 9	寺内 4 4 号線	門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 2 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 2 番 8 地先まで
3 1 4 0	寺内 4 5 号線	門司区寺内四丁目 5 7 4 5 番 1 9 地先から 門司区寺内一丁目 5 7 4 5 番 8 地先まで
3 1 4 1	寺内 4 6 号線	門司区寺内一丁目 5 7 4 1 番 1 1 地先から 門司区寺内四丁目 5 5 6 2 番地先まで

5 3 4	徳力葛原 線	小倉南区大字徳力 1 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東三丁目 1 2 5 8 番 1 地先まで
1 8 5 6	葛原東 1 号線	小倉南区葛原東一丁目 1 3 7 5 番 1 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 7 0 1 番地先まで
1 8 7 2	葛原東 1 7 号線	小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 8 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 4 6 番地先まで
1 8 9 4	葛原東 3 9 号線	小倉南区葛原東六丁目 1 3 9 2 番 1 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 3 7 番 1 地先まで
4 4 8 9	葛原東 5 3 号線	小倉南区葛原東六丁目 1 3 5 1 番 3 地先から 小倉南区葛原東六丁目 1 3 5 3 番 1—1 地先まで
6 0 8 7	葛原東 5 9 号線	小倉南区葛原東五丁目 1 3 9 1 番 4 地先から 小倉南区葛原東五丁目 1 4 1 0 番 4 地先まで
1 1 1 3	蛭住 6 0 号線	若松区大字蛭住 1 8 5 4 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 6 7 番 3 地先まで
2 3 4 7	竹並 5 5 号線	若松区大字竹並 2 7 9 6 番地先から 若松区大字竹並 2 7 9 7 番 1 地先まで
2 7 7 4	払川 2 4 号線	若松区大字払川 4 5 9 番 1 地先から 若松区大字払川 6 1 6 番 5 地先まで
5 0 4	大蔵大谷 1 号線	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで
1 1 1 1	大蔵 4 号 線	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 3 7 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで
2 1 1 8	香月 6 0 号線	八幡西区大字香月 3 6 4 5 番 9 0 地先から 八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 1 6 地先まで
2 6 4 4	楠橋 4 2 号線	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 8 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 3 9 0 番 1 地先まで
2 6 5 3	楠橋 5 1 号線	八幡西区茶屋の原四丁目 1 3 9 3 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 3 9 番 2 地先まで

2 6 5 6	楠橋 5 4 号線	八幡西区茶屋の原四丁目 1 0 3 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 3 6 番 1 地先まで
2 6 7 7	楠橋 7 5 号線	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 3 2 地先から 八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 2 8 地先まで
5 6 7 6	千代 1 号 線	八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 2 1 地先から 八幡西区千代二丁目 3 2 9 1 番 1 地先まで
5 7 6 7	馬場山緑 2 号線	八幡西区馬場山緑 8 1 2 番 5 地先から 八幡西区馬場山緑 8 3 9 番 1 地先まで
5 8 8 5	石坂 2 号 線	八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 3 地先から 八幡西区石坂一丁目 3 2 9 1 番 3 7 地先まで

北九州市告示第 1 1 6 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）
- f 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- g 蛍光管
- h 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製品」という。）

- i 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）
- j 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
- k 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）
- (エ) 環境保全ごみ
環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
- (オ) 動物の死体
犬、猫その他の小動物の死体
- イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。）
- (ア) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のものうち、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び同項ただし書きに規定する一般廃棄物処分業の許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの
- (イ) 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの
- ウ 許可業者ごみ
- (ア) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び同項ただし書きに規定する一般廃棄物処分業の許可を要しない者が処分するもの
- (イ) 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの
- (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の指定を受けた法人が再商品化するもの
- (エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の認定を受けた者又は同法第32条第1項の指定を受けた法人が再商品化するもの
- (オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成2

4年法律第57号)第10条第3項の認定を受けた者が処分(再生を含む。)するもの

エ 市が収集しないごみ

次に掲げる品目等は市での収集は行わないため、処理に当たっては、販売元、製造元、専門の処理業者等に相談すること。

区分	品目等	
排出禁止物 (条例第15条関係)	有害性のある物(感染性を含む。)	農薬、殺虫剤、有害な薬品類(家庭医薬品でない物)、在宅医療廃棄物(使用済の注射針、体液及び血液のついた点滴バッグ、チューブ、カテーテル等)等
	危険性のある物	消火器、ガスボンベ類、カセットボンベ(中身の残っている物)、オイルヒーター、発煙筒等
	引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル類(食用を除く。)、廃油、火薬類、塗料、ペンキ等
	著しく悪臭を発する物	著しく汚物の付着した紙おむつ等
	特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第1条に規定する物(同条第1号に規定する部品のうち、安定器、汚染物及び3kg未満の小型電気機器を除く。)
	市が行う処理に著しい支障を及ぼす物	バイク、ボート(ゴムボートを除く。)、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫、電動式車いす、電動カート、生木・剪定枝(長さ2mを超える物又は直径10cmを超える物)、材木(長さ2mを超える物又は直径20cmを超える物)等
	体積又は重量が著しく大きい物	1辺の長さが3mを超える物、体積が2m ³ を超える物、重量が70kgを超える物等 ※品目によっては、上記よりも厳しい条件あり
堅牢な物	石材、鋼材等堅牢な物で、直径30cmを超える物又は10kgを超える物	
特定家庭用機器再商品化法に基づく物	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等(特定家庭用機器再商品化法対象品目に限る。)	

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、
計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	1 9 7 , 0 0 0 t
	自己搬入ごみ	1 4 1 , 0 0 0 t
	許可業者ごみ	1 6 , 9 0 0 t
	環境保全ごみ	4 , 6 0 0 t
	動物の死体	5 , 2 0 0 個
し尿	市収集し尿	6 , 0 0 0 k l
	自己搬入し尿	8 , 0 0 0 k l
浄化槽汚泥		2 0 , 0 0 0 k l

3 処理計画

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙

回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量化及び適正排出に向けた指導及び啓発
- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等の資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進

- e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
- f 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量化・資源化の促進

(ケ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 出前講演の実施
- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰制度の推進
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,500 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,600 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	210 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	70 t
資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	8 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	170 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	7 t

家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	17,400 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	150 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	6 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	20 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 11,600 t メタル 2,320 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	1,490 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	12,100 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4,300 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	500 t

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

(2) ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

(ア) ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

(イ) 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

(ウ) 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、粗大ごみ処理手数料を収納事務受託者に納付する場合は一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を、指定納付受託者に納付を委託する場合は任意用紙等に受付番号、収集日及び金額を記載し、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。

ただし、次に掲げる物については対象とならない。

(a) 人手（3人以上）により持ち出すことができない物

(b) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、

持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用（大袋）	45L	北九州市家庭ごみ用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（中袋）	30L	北九州市家庭ごみ用指定袋（中）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（小袋）	20L	北九州市家庭ごみ用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（特小袋）	10L	北九州市家庭ごみ用指定袋（特小）その他市長が指定する文字等
かん・びん用	25L	北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等
ペットボトル用（大袋）	45L	北九州市ペットボトル用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
ペットボトル用（小袋）	25L	北九州市ペットボトル用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用（大袋）	45L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用（小袋）	25L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次のいずれかで構成される世帯

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

(ウ) その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
家庭ごみ	北九州市	ステーション方式	週2回	174,000 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週1回	7,700 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
ペットボトル	北九州市	ステーション方式	週1回	2,800 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
プラスチック	北九州市	ステーション方式	週1回	7,600 t

ク製容器包装		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	210 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	170 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	70 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	上記70 tに含む
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	8 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	7 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式（一般収集） 戸別収集方式（特別収集）	月1回（ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度。）	4,400 t
		ステーション方式（馬島及び相島に限る。）	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	5,200 個
環境保全ごみ	北九州市	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,600 t
自己搬入ごみ	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	141,000 t

許可業者ごみ（廃木材及びせん定枝）	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	12, 100 t
許可業者ごみ（紙）	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4, 300 t
許可業者ごみ（食品廃棄物）	収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	500 t

注1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物

(1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック

(2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

(3) ごみの処分に係る計画

ア ごみ処理施設の概要

(ア) 再資源化（破碎、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	紙パック トレイ	門司区新門司 三丁目79番 地	ストックヤード	—
北九州市 (不燃粗大)	粗大ごみ（ 鉄）	小倉北区西港 町96番地の	ストックヤード	—

仮置場)		2		
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボト ル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選別 マグネットプ ーリー回転式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の選 別 永磁吊下式	
			びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	
	紙パック トレイ	小倉北区西港 町97番3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボト ル	八幡西区洞北 町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転 プーリー式	63 t / 5時間
			スチール缶の選 別 電磁永磁併用 吊り下げ方式	
			びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	
	紙パック トレイ	八幡西区洞北 町7番10号	ストックヤード	—
日本資源流 通株式会社 (北九州市 プラスチック 資源化セ ンター)	プラスチッ ク製容器包 装	小倉北区西港 町86番地の 13	揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式	60 t / 12時間
木材開発株 式会社	廃木材	若松区南二島 五丁目3番2	ハンマー式	120 t / 8時間

		号		
ホクザイ運輸株式会社	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町72番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700t ／8時間
梅崎礦業株式会社	廃木材	門司区新門司三丁目67番地16	回転ナイフ式	18t ／8時間
株式会社金田商店	廃木材	門司区新門司三丁目67番地61	一軸破碎機（自走式） 二軸破碎機（自走式）	179.9t ／8時間
株式会社守恒造園建設	廃木材 せん定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4t ／8時間
株式会社野原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目25番地	二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機	44.2t ／5時間
		門司区新門司三丁目52番地	二軸式破碎機 圧縮梱包機	114.7t ／5時間
株式会社坪井商店	紙くず	小倉北区高浜二丁目7番47号	油圧プレス式	100t ／8時間
北九資源株式会社	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60t ／5時間
株式会社ジェイ・リライツ	蛍光管 水銀体温計 水銀血圧計 水銀温度計 一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破碎機 乾式スクルー型破碎機 ハンマー式	

九州メタル 産業株式会 社	特定家庭用 機器廃棄物 (電気冷蔵 庫及び電気 冷凍庫を除 く。) 使用済F R P船 使用済パー ソナルコン ピューター 使用済自動 二輪車 小型家電 粗大ごみ (がれき類除 く。)	小倉北区西港 町62番地4	破碎機選別機 磁選機 ふるい機	296. 1 t / 5 時間
西日本家電 リサイクル 株式会社	特定家庭用 機器廃棄物	若松区響町一 丁目62番地	破碎機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4時間
株式会社リ サイクルテ ック	家庭用電化 製品 (特定 家庭用機器 廃棄物を除 く。)	若松区響町一 丁目62番地 の13及び1 4	縦型一軸せん断 式油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4時間
九州製紙株 式会社	紙	八幡東区大字 前田2142 番地の1	パルパー	135 t / 24時 間
株式会社西 日本ペーパ ーリサイク ル	紙	若松区響町一 丁目62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t / 5時 間
株式会社丸	紙	若松区南二島	油圧プレス式	102 t

清		四丁目 2 番 1 8 号		／ 5 時間
有限会社 K A R S	かん びん ペットボト ル 紙コップ	若松区響町一 丁目 6 2 番地 の 1 9	アルミ缶の選別 高磁力回転ド ラム方式	9 6 t / 2 4 時間
			スチール缶の選 別 吊り下げ磁石 方式	
			びん、ペットボ トル及び紙コッ プの手選別 直線ベルトコ ンベア式	
西日本ペッ トボトルリ サイクル株 式会社	ペットボト ル	若松区響町一 丁目 6 2 番地	フレーク処理 ペレット処理	9 8 . 3 t / 2 4 時間
日本製鉄株 式会社	プラスチッ ク製容器包 装	八幡東区大字 前田 2 1 4 5 番地の 2	破碎機 選別機 減容成形機	2 1 6 t / 2 4 時 間
U B E 三菱 セメント株 式会社	焼却灰	八幡西区洞南 町 1 番 1 号	水洗設備 ロータリーキル ン式焼成炉	1 2 0 t / 2 4 時 間
北九州アッ シュリサイ クルシステ ムズ株式会 社	ばいじん	戸畑区牧山五 丁目 1 番 1 号	水洗設備 ロータリーキル ン式乾燥炉	1 1 6 t / 2 4 時 間
日本磁力選 鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一 丁目 7 9 番地 の 4、5、6 、7、8 及び 9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	4 2 . 5 t / 5 時 間
			二次電池	

			蒸気加熱式熱分解炉	／24時間
山光金属株式会社	小型家電 古紙 繊維くず 金属くず ガラスくず	若松区響町一丁目13番地4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9t／5時間
株式会社ウエルクリエイト	食品廃棄物	若松区向洋町10番地1	粉碎機 脱水機	4.5t／24時間
福岡金属興業株式会社	廃プラスチック類	若松区向洋町52番1	破碎機 磁選機 非鉄選別機	60.8t／8時間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 （施設名）	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 （新門司工場）	焼却	門司区新門司三丁目79番地	シャフト炉式ガス化溶融炉	720t／24時間
北九州市 （日明工場）	焼却	小倉北区西港町96番地の2	連続燃焼式	600t／24時間
北九州市 （皇后崎工場）	焼却	八幡西区夕原町2番1号	連続燃焼式	810t／24時間
光和精鋳株式会社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中原46番地93	ロータリーキルン方式	廃プラスチック類 64.4t／24時間 紙くず 112t／24時間 木くず 128t／24時間 繊維くず 112t／24時間
アサヒプリテック	焼却	若松区響町一	ストーカ方	45t／24時間

ク株式会社		丁目111番 2	式	
中間貯蔵・環境 安全事業株式会 社	分解 分離	若松区響町一 丁目62番2 4	プラズマ溶 融分解	10.4 t / 24時間
			真空加熱分 離	4.5 t / 24時間
			脱塩素化分 解	0.5 t / 24時間

(ウ) 最終処分

事業者（施設名）	北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150 m ²
全体容量	4,571,000 m ³
埋立区域	2区画
埋立方法	浮棧橋等による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	18,300 t	
破砕	市収集ごみ	2,600 t	7,250 t
	環境保全ごみ	50 t	
	自己搬入ごみ	4,600 t	
焼却	市収集ごみ	180,000 t	316,500 t
	環境保全ごみ	4,500 t	
	自己搬入ごみ	132,000 t	
	動物の死体	5,200 個	
埋立	市収集ごみ	2,500 t	46,220 t
	環境保全ごみ	20 t	
	自己搬入ごみ	4,700 t	
	焼却灰	39,000 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断できる場合は当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にかかる計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	おおむね20日に1回	6,000kl
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	8,000kl
浄化槽汚泥	収集運搬 許可業者 等	必要に応じてその都度	20,000kl

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	250kl/日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分にかかる計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、全量高級処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	6,000kl
自己搬入し尿	8,000kl
浄化槽汚泥	20,000kl

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ		木曜日

	上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町		金曜日
	浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>		
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		木曜日
小倉南区	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、</p>		金曜日

大字頂吉、隱蓑、大字隱蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東

	町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日
	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南	火曜日及び金曜日	月曜日

	三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字弘川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町		
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、大字藤木、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町		木曜日
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木曜日	金曜日
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一		木曜日

	<p>丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、未広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

<p>大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目</p>	<p>金曜日</p>	
<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>

	<p>四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>		
	<p>楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目</p>		金曜日
	<p>旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三</p>	火曜日及び金	木曜日

<p>丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目</p>	<p>曜日</p>	
--	-----------	--

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第 1 1 7 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 3 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第 1 1 5 条第 2 号の規定により次のように告示する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定介護療養型医療施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定辞退年月日
4 0 1 7 6 1 1 8 5 8	植田外科胃腸科 医院	北九州市門司区 東門司一丁目 1 0 番 2 0 号	植田謙三郎	令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市公告第193号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
4807	北九州市立くきのうみ中央公園	北九州市若松区くきのうみ中央7番	北九州市若松区くきのうみ中央の一部

2 供用開始の期日

令和4年3月31日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第194号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3020	北九州市立中央公園	北九州市小倉北区 上到津四丁目1番	北九州市小倉北区 上到津四丁目1番 の一部
4300	北九州市立南鷹見公園	北九州市八幡西区 鷹見町4番	北九州市八幡西区 鷹見町4番の一部

2 変更の期日

令和4年3月31日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する
規程

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条総務経営部広域事業課の項を削り、同条海外事業部の項中「海外事業部」を「広域・海外事業部」に改め、同条海外事業部海外事業課の項の前に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

広域計画係

連携推進係

第1条下水道部下水道計画課の項中「保全係」を削り、同項の次に次のように加える。

下水道保全課

保全係

施設強^{じん}韌化係

第2条総務経営部経営企画課経営企画係の項第4号中「北九州市水道事業基本計画」を「北九州市上下水道事業基本計画」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「こと」の次に「(下水道事業に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第9号とする。

第2条総務経営部広域事業課の項を削り、同条海外事業部の項中「海外事業部」を「広域・海外事業部」に改め、同条海外事業部海外事業課の項の前に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 固定資産(水道事業及び工業用水道事業の固定資産にあつては、土地及び立木に限る。)の管理の統括に関すること。

- (3) 財産の登記に関すること。
- (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転、補償及び処分に関すること。
- (5) 固定資産の損害保険に関すること。
- (6) 車両の管理及び運行に関すること。
- (7) 交通事故の損害賠償に関すること。
- (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可に関すること。
- (9) 駐車場事業に関すること。
- (10) 普通財産の維持管理に関すること。
- (11) 土地の調査及び境界確認に関すること。
- (12) 財産台帳に関すること。
- (13) 建設仮勘定の管理の統括に関すること（下水道事業に係るものに限る。）。

広域計画係

- (1) 広域連携に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広域連携に係る総合調整に関すること。

連携推進係

- (1) 広域連携に係る計画の実施に関すること。
- (2) 広域連携に係る認可申請、水利権、予算の調整等に関すること。

第2条下水道部下水道計画課企画調整係の項第1号中「、課」及び「下水道計画課」の次に「、下水道保全課」を加え、同条下水道部下水道計画課保全係の項を削り、同条下水道部下水道計画課の項の次に次のように加える。

下水道保全課

保全係

- (1) 下水道管渠等の維持管理及び移設の総括に関すること。
- (2) 下水道の供用開始等の告示に関すること。
- (3) 私道への下水道の設置基準に関すること。
- (4) 水洗便所の普及及び指導に関すること。
- (5) 排水設備指定工事店及び責任技術者の認定、登録及び指導監督に関すること。
- (6) 排水設備の設置に係る設計基準等の策定及び総括に関すること。
- (7) 排水設備等の調査（下水道法（昭和33年法律第79号）第10条ただし書の許可に係るものに限る。）に関すること。

(8) 管更生工事業者の登録に関すること。

施設強靱化係

(1) 下水道の改築更新及び耐震化の調査及び計画に関すること。

(2) 雨天時浸入水対策に関すること。

(3) 施設管理の技術導入に関すること。

(4) 下水道台帳の作成及び保全に関すること。

第2条下水道部施設課管理係の項第1号中「、課及び水質管理課」を「及び課」に改め、「下水道計画課」の次に「、下水道保全課」を加え、同条下水道部水質管理課指導係の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に第1号として次の1号を加える。

(1) 課の庶務に関すること。

第3条第3項中「下水道部に下水道に係る維持管理事務を担当する担当課長（以下「保全担当課長」という。）を」を「広域・海外事業部に広域事業を担当する担当課長（以下「広域事業担当課長」という。）及び海外事業を担当する担当課長（以下「海外事業担当課長」という。）」に、「、「小倉南整備担当課長」を「又は「小倉南整備担当課長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項に定める者のほか、特に必要があるときは、担当理事、担当部長、参事、担当課長、主幹、担当係長、局付、部付、課付及び所付を置く。

第6条第2項中「保全担当課長」を「広域事業担当課長、海外事業担当課長」に改める。

(北九州市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文及び第3項第5号中「保全担当課長」を「下水道保全課長」に改め、同条第5項中「下水道計画課」を「下水道保全課」に改め、同条第8項中「保全担当課長」を「下水道保全課長」に、「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に、「下水道計画課」を「下水道保全課」に改める。

第3条第6号中「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改める。

第4条の3の見出し中「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改め、同条中「下水道計画課」を「下水道保全課」に、「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改める。

第5条の2第1項中「下水道計画課」を「下水道保全課」に改め、同条第2項本文中「下水道計画課の保全係の」を「下水道保全課」に、「保全担当現金取扱員」を「下水道保全課現金取扱員」に改め、同条第3項中「保全担当現金取扱員は保全担当企業出納員」を「下水道保全課現金取扱員は下水道保全課企業出納員」に、「下水道計画課」を「下水道保全課」に改め、同条第4項本文中「保全担当現金取扱員」を「下水道保全課現金取扱員」に改め、同項ただし書中「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改める。

第31条第2項ただし書中「下水道計画課」を「下水道保全課」に、「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改める。

第31条の2第6項中「保全担当企業出納員」を「下水道保全課企業出納員」に改める。

別表第1中「上下水道局下水道部保全担当課長」を「上下水道局下水道部下水道保全課長」に、「上下水道局下水道部下水道計画課」を「上下水道局下水道部下水道保全課」に改める。

(北九州市上下水道局事務専決規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、保全担当課長」を削る。

第3条第1項ただし書中「、保全担当課長」を削り、同条第3項第6号中「、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定による子ども手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当」を削り、同項第7号及び第8号中「並びに児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改め、同条第9項中「保全担当課長」を「第1項に定めるもののほか、下水道保全課長」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局公告第57号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月31日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社環境システム
北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額
4,720万2,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和4年1月14日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の項中

本庁	〔秘書室〕庶務係長 秘書係長 担当係長 〔総務局〕管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材開発係長 職員係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員 〔財政局〕予算係長 〔環境局〕職員係長
区役所	〔総務企画課〕庶務係長

を

本庁	〔秘書室〕庶務係長 秘書係長 担当係長 〔総務局〕管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材開発係長 労務・安全衛生係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員 〔財政局〕予算係長 〔環境局〕職員係長
区役所	〔総務企画課〕庶務係長
埋蔵文化財センター	所長

に

改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。